

令和6年度 第4回地域クラブ活動協議会

1. 開催日時 場所 令和7年3月6日（木）14時～16時30分
浜松市教育委員会第一会議室

2. 協議委員の出欠 出席：奥家章夫 嶋野聡 杉田実良 笹原康夫 森下伸弘 桔川増雄
野秋愛美 野中崇 岡本雅康 徳田弘子 藤田晴康 藤田健次
鈴木三男 松野英男 加藤元一 河合信寿 山本治之 鈴木健一郎
欠席：鈴木美佐男

3. 事務局 浜松市教育委員会指導課

4. 協議に関する議事の概要

○奥家委員長

まず協議の前に、第3回協議会から本日までの動きとして、事務局から報告いたします。

○事務局

12月の第3回協議会からの動きとして、2点報告します。

1点目は、1月に市内小学6年生、中学1年生の全児童生徒を対象に行った「休日の部活動の地域移行に関する実態調査」の結果についてです。

令和8年度に中学2年生になる現在の小学6年生については、部活動への加入希望が81.4%と、依然として8割を超えています。また、休日の部活動が地域クラブ活動になった場合に参加したいか聞くと、部活動と同じ競技・種目の地域クラブに入りたい児童が全体の35.8%、部活動と違う競技・種目の地域クラブに入りたい児童が10.5%と、地域クラブ活動へ参加したいと考えている児童の割合は、全体の5割を切る結果となりました。昨年度行った実態調査でも全体の5割程度との結果が出ています。また、現時点で一番参加したい地域クラブ活動の競技・種目については、バスケットボール、サッカー、バレーボール、ソフトテニスと、球技に人気が集まっていることが分かります。

同じ内容の調査を中学1年生に行ったところ、休日の地域クラブ活動に参加したいかについては、部活動と同じ競技・種目の地域クラブに入りたい生徒が51.8%、部活動と違う競技・種目の地域クラブに入りたい生徒が5.8%で、全体としては小学6年生より1割増加の6割弱となりました。現在部活動に参加していることもあり、部活動と同じ競技・種目を選択する割合が、小学6年生よりも15%近く多くなっていることが分かりました。

2点目は、来年度に参加予定のスポーツ庁「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業」についてです。

本市では、来年度単年で、2つのモデルパターンの実証事業を進めていく予定です。ひとつは、「新規地域クラブ創設モデル」として、これから中学校区等の地域全体で、複数の実施主体（競技クラブ）をもつ団体を創設しようと考えているところに、体制整備の支援をしながら、創設までのモデルを作り上げていくものです。このモデルについては、1～2中学校区を選出し、主に団体創設に向けての協議会の運営やコーディネーター業務、資金管理も含めた運営体制の確立に向けた支援をしていながら、課題整理を進めたいと考えています。もう一方は、「既存クラブの市認定地域クラブへの移行モデル」として、中学校地域クラブやスポーツ協会加盟団体等の既存クラブが、今後市が認定する地域クラブへの移行をしていく上で、市が定める認定要件に適した活動ができるか、各運営団体にどのような負担があり、どこを行政が支援していく必要があるのか、資金管理体制をどのように構築していくのか等を課題整理していきたいと考えています。このモデルについては、地域や競技・種目、運営母体等の特性が違う様々

な既存クラブから 6 団体程度選出し、10 月～12 月にかけて、市が認定する地域クラブとして、実際に活動を先行実施したいと考えています。なお、モデル団体の選出については、今後検討していきます。

○藤田健次委員

アンケート結果から、小学 6 年生は、文化活動において美術を希望する子供が最も多く、次に吹奏楽となっています。そして、茶道・華道・書道、パソコンと続いています。ぜひ、部活動の地域移行という大きな変革を好機として捉えて、子供たちがいろいろなジャンルの活動に挑戦できるような体制を作ってほしいと思います。

○事務局

小学校段階では、様々な文化活動に関心を持っている子供たちがいることは調査からも分かります。休日の部活動を行っている文化部は吹奏楽が中心ですが、他の文化活動についても中学生を受け入れる団体を増やしていけるよう、関係機関に働きかけをしていきたいと考えています。

○笹原委員

スポーツ庁の実証事業はぜひ参加するべきです。もし国からの支援がなければ、何らかの形で実証は行うべきだと思います。

○森下委員

中学校区を母体とした、複数の実施主体を抱える運営団体の候補について現在どのくらいの数があり、その中から実証事業のモデルとしてどのように選考されるのでしょうか。

○事務局

昨年度の 9 月に行った学校調査で、今どのような方向性で地域移行を進めていくか調査させていただいたところ、中学校区全体で一つの運営団体を作りたいと考えている学校が市内に 8 校ありました。その後、進捗状況等を随時ヒアリングしていく中で、中学校区全体では難しく、部活動ごとの移行にシフトチェンジを考えている学校も出てきています。それらの状況を踏まえ、モデル地区の選考方法については今後検討していきます。

○徳田委員

前回の協議会の中で、吹奏楽については、校舎内のセキュリティの問題もあり、地域クラブ活動で利用できる場所を拠点化していくというお話であったかと思います。今回のアンケート結果を見ると、吹奏楽を希望する子供の数が減ってきていることが分かります。吹奏楽の特性として、大人数で合奏することが主な活動となるため、今後中学校単体での活動を維持することが難しくなる可能性を踏まえると、活動場所を拠点化して、複数校の部活動を母体とした地域クラブ活動ができるようにしていくことが現実的であり、より持続可能な形ではないかと思いました。

○奥家委員長

複数校の部活動が母体となった地域クラブのモデルは、吹奏楽に限らず運動部でも考えられます。どの競技や種目に限らず、拠点化による活動の仕方を含めた地域クラブ活動のよりよいモデルは、他の競技・種目にも反映していきたいと考えています。

○桔川委員

中体連にはそれぞれの競技部があります。競技部ごとでも部活動の地域移行について考えていると思

いますので、そのような声を反映することが大切だと感じました。

○事務局

昨年度の夏に、中体連の各競技の競技部長には、ヒアリング調査を行いました。競技ごとの特性があり、それぞれの競技ごとに地域移行を見据えた動きがあることも把握しています。中体連や吹奏楽連盟などの各競技・種目の連盟とは、今後も連携をしていきたいと考えています。

○奥家委員長

協議にうつります。協議1「ワーキンググループからの提案」について、運営団体・実施主体のワーキンググループからお願いします。

○事務局

運営団体・実施主体のワーキンググループから報告します。前回の協議会において、団体への費用援助については、様々なご意見をいただきました。再度ワーキンググループで検討を進める上で、本市と同程度の政令市等を中心に、地域移行や費用援助の全国的な動向について、再度調査を行いました。

各自治体における部活動の地域移行のパターンとしては、「①自治体がすべての地域クラブ団体を管理するパターン」、「②地域クラブを統括する運営団体の業務を民間委託するパターン」、「③自治体が一般社団法人や NPO 法人などの管理団体を立ち上げて運営するパターン」、そして本市のような「④自治体が個別の地域クラブを認定するパターン」の4つに分類できるのではないかと考えられます。①から③を採用しているのは、それほど人口が多くなかったり、比較的財源が豊かであったりする自治体に多く見られます。本市と同様に人口が多く、広域なために各地域によって抱える実情が異なる自治体については、④の個別の地域クラブ認定型を採用している傾向が見られます。

これらを踏まえ、④のパターンで地域移行を考えている自治体が、どのような費用援助を行っているか確認しました。各地域クラブ団体への費用援助を現在行っているのは、政令市ではないですが長野県松本市が先進事例として挙げられます。松本市については、申請初年度10万円、次年度5万円の2年間の創設支援を行っています。同じ政令市の神戸市、北九州市は運営団体への費用援助を行うことは考えていないとのこと。新潟市については、一部指導者への報酬援助をしています。ただ、同規模の政令市などは、まだこの議論まで進んでいないというのが現状のようです。

また、これまでの部活動の運営や今後のクラブ活動に係る費用について可視化して考えるべきだというご意見もいただきました。そこで、改めて部活動の活動運営費や報酬について、数校の部活動の顧問にヒアリング調査しました。

現在休日の部活動指導や引率には、特殊勤務手当が公費から支給されています。活動運営費については、ヒアリングした部活動の競技ごとによって年間約20万円から50万円と、大きな差があります。同じように受益者負担として徴収している部費等についても、競技によって年間5,000円から60,000円と全く違います。

今後の地域クラブ活動に係る費用について、活動運営費は部活動同様に競技によって異なります。加えてクラブ創設年度には、用具の購入などに多くの経費がかかることが予想されます。会費については、クラブ会員20名に対し、月3,000円の設定をして試算しています。クラブ会費3,000円の設定については、昨年度行った実態調査において、保護者が地域クラブ活動の会費として妥当だと考えている額で最も多かった意見である「月2,000円から4,000円」の間をとったものです。

調査及び試算から、部活動の運営と違い、地域クラブ団体の運営となると、指導者の報酬とクラブ創設時に必要な用具等の購入に係る経費が発生し、運営上大きな負担となるのではないかと予想されます。

以上を踏まえ、団体への費用援助について、本ワーキンググループで再検討した結果、クラブ創設時のスタートアップを目的とした費用援助が必要であるとの方向性でまとめられました。クラブ創設の準備

や運営準備に負担がかかり、クラブの創設を断念してしまったり、クラブ創設時に在籍する参加者の負担が重くなってしまったりすることを非常に懸念しています。

費用援助の方法の大枠としては、申請があったクラブのみを費用援助の対象とし、各クラブの最終的な自走を目指すためにも、3年間の段階的な減額補助を考えています。肝心の援助額については、財源確保に関わる部分が大きく、今後調整していくこととします。

なお総合型地域スポーツ・文化クラブなど、1つの運営団体が複数の実施主体を抱えるような運営団体には、抱えている実施主体の数だけ一律の費用援助を行うのか、あるいはある程度の援助の上限額を決めて援助するのかなど、今後詳細部分を検討していく必要があると考えています。以上です。

○奥家委員長

費用援助を具体的に考えていく中での試算が示されました。競技ごとによって運営に係る費用は様々で、計算が難しい部分もありましたが、説明にあった通り、一定の合理性のある数字を使いながら試算されています。創設や持続可能な運営を図っていく上で、想像以上に費用が必要になってくるのがこの試算でも感覚的につかめたと思います。

○藤田健次委員

クラブ創設時にかかる経費に、イニシャルコストとランニングコストが混在しています。最初の3年間のスタートアップでいろいろな費用がかかり、その後のランニングコストはずっと費用がかかるものです。運営継続への費用援助はないということですか。

○事務局

その通りです。3年間の期限で区切った費用援助で運営体制を整備していただき、その後は受益者負担を基本に自走していただきたいという考えです。

○奥家委員長

運営団体・実施主体に係るイニシャルコストとランニングコストは、そこまで厳密に費用を分けて考えるということではなく、その年に必要なお金はこのぐらいだということを把握できるとよいのではないかと思います。とにかくゼロから立ち上げるとすると、指導者の報酬や用具、物品等も揃える費用が、場合によっては初年度で50万円から150万円ぐらいの幅でかかることが予想されます。かなりの金額がかかるので、これを3年ぐらいの期間で支えていく必要があるのではないかと思います。基本的にはその後は受益者負担という形を原則として、各運営団体・実施主体が自走しながら運営していけるように準備をしてほしいというイメージでご理解いただきたいです。

○事務局

本日欠席の鈴木美佐男委員からは、団体への費用援助に関しては、地域クラブの創設を促進するという意味においても、申請ができる年度の期限を決めた方がいいのではないかとご意見をいただきました。申請できる年度の期限については現在未定ですが、地域クラブの創設を促進するというねらいで、令和10年度や11年度ぐらいまでを申請期間とすることも1つの案として検討していきます。

○野秋委員

保護者の立場だと、わが子が活動することに対して支援をしてほしいという受益者側への支援を望む声が当然出てきます。地域クラブに対する支援であると同時に、受益者への支援にもつながっているということを伝えていくことは大切だと思います。「はままつ地域クラブ活動だより」などで、受益者への支援は一切ないというメッセージだけが伝わってしまうのはよくないと思います。

○藤田晴康委員

受益者負担が基本であることは分かりますが、以前の調査の中で、月の会費について 2,000 円から 4,000 円が妥当だと回答した保護者が多いという結果もありましたので、できるだけ受益者負担を減らし低負担設定ができるよう、市の支援のあり方について、今一度検討してほしいと思います。

○奥家委員長

公費負担をどのようにしていくかについては、そもそも休日の部活動の地域移行は、国の施策ですので、国としての支援についても今後積極的に要望していきたいと考えています。

各地域クラブには持続可能な運営を行っていただきたいことと、何より子供たちの活動の機会が失われることがないようにすることが、協議会の最も主眼とするところです。基本的には市の補助金は 3 年間の期間限定で年々減額をしていきます。本当に 3 年という期間でいいのかについては、制度ができた後でも検証をする必要があると思います。まずは団体への費用援助については、この方向性で進めていきます。続いて、指導者のワーキンググループからの報告をお願いします。

○事務局

指導者のワーキンググループから報告します。まず「教員の地域クラブへの関わり方」についてです。前回の協議会では、市が認定する地域クラブでの指導を希望する教員については、営利企業等従事の申請で進めていくことを提案しました。すでに校長会等で説明し、今月中に「はままつ地域クラブ活動だより教職員向け特別編」として、市内全教員に周知していく予定です。地域クラブ活動の指導に携わるか携わらないかは、教職員一人一人の意思が尊重されることが前提であり、指導を希望する教員は勤務校の部活動を母体とするクラブを含め、どのクラブに携わるかは自分で選択できるようにすることなどを、まずは第一弾として周知していきます。今後、具体的な申請手続きや申請時期等を検討し、続報を随時お知らせしていきます。

次に「部活動指導員の増員」についてです。以前お伝えしたように、令和 8 年度からの地域移行の形を見据え、令和 7 年度は休日のみの活動に特化した部活動指導員及び大学生の部活動指導員の雇用を推進するべく、現在登録の募集を行っています。大学生の部活動指導員の関心が高く、2 月末の段階で 36 名の大学生が指導員の簡易登録をしております。

次に「大学との連携」についてです。大学生部活動指導員の募集に関わり、西部地区の各大学を訪問する中で、複数の大学から地域クラブ活動の指導者や運営スタッフの確保、指導者研修、大学施設の活用等での連携・協力に前向きなご意見をいただきました。ワーキンググループとしましては、今後特に指導者研修の点で、地元大学との連携を図っていききたいと考えています。

最後に「令和 7 年度中に整備しなければならないこと」については、指導者人材バンクシステム及び指導者研修システムの構築が挙げられます。研修システムについては、動画作成を含む研修内容の調整や、オンデマンドを採用した際の受講者の見届けといった、細部のあり方についても整備を進めていく必要があると考えます。以上です。

○奥家委員長

まず教員の地域クラブ活動への関わり方については、先生方一人一人の自由な選択意志に任されているということなので、間違っても「地域クラブ活動に関わるべきだ」という同調圧力みたいな形にはならないようにする必要があると思います。部活動指導員の増員については、来年度の当初予算の要求にも盛り込み、議会での審議、承認をいただければ、提案にあった形での配置の体制を整えていくことになります。特に大学生の部活動指導員に対する期待は高く、各大学とは引き続き連携していきたいと考えています。

○野中委員

地域クラブ活動へ移行する上で、どうしても指導者確保の問題が一番ネックになってくるのではないかと思います。今回教職員向けのたよりを出していただくことで、指導を希望する教職員は令和8年9月以降を見据えて、いろいろなことを準備できるのかと思います。ただ、目標としては時間外在校等時間と地域クラブ活動への従事時間の合計を月45時間以内とし、上限は80時間までというところについては、我々教職員は部活動をやらなくても、現状8時前に出勤するし、4時半でピタッと帰る教職員はほぼいません。地域クラブ活動への「従事」というものを、何をもって従事とするかということが重要になると思います。例えば大会になると、場合によっては1日6時間とか7時間とか、体育館やグラウンドなどの活動場所にずっといるのですが、それらを全部従事時間としてカウントすると、非常に長い時間になってしまいます。実際の大会の試合時間は、競技にもよりますが、1時間とか2時間の試合時間で、例えば生徒の待機中の見守りをするのは保護者でもできます。指導者として入るのであれば、その大会での指導に当たっている時間を従事時間とするならば、より関わりやすくなるかと思いました。

○奥家委員長

地域クラブ活動への従事時間についても上限が設けられているので、従事内容について、労務的な視点も踏まえどのように積算していくかについては、検討する必要があります。

○笹原委員

研修システムの構築に関連し、指導者の研修については、どのような研修内容を現在考えていますか。また、地域クラブ活動への大学生の関わりについては、ぜひ進めてほしいと思います。例えば、大学生の地域クラブ活動への関わりを推進するために、市の認定する地域クラブで指導者として活動した学生には、本市教員採用試験を受験する場合に加点するなど、何か地域クラブ活動に携わることでプラスになることがあると、さらに前進していくのではないかと考えます。

○事務局

研修システムについては、基本的には動画視聴のようなオンデマンドシステムがベースになるかと思っています。他の自治体の取組を参考にし、予算的な部分も含めて検討が必要です。内容等につきましては、やはり中学生に関わる指導者としてのコンプライアンスの順守や、けがの予防や安全配慮などの内容を考えています。

○河合委員

地域クラブ活動への参加というものが、教職員としてのスキルとして、自己研鑽というようなところに値していくものなのかということ、そしてそのことが教員採用の一つのプラスとして適切なものかどうかについては、教職員課としても検討していきたいと思います。

○奥家委員長

教職希望者が減少している中で、地域クラブ活動への関わりが志望のきっかけに繋がるのであれば、検討していく意味は十分あると思います。

○桔川委員

研修では、生徒への指導のみならず、クラブ運営のマネジメントに関わる内容も入れてほしいです。

○事務局

研修内容については、来年度ワーキンググループで引き続き検討していきます。

○奥家委員長

続いて、活動場所（活動用具）のワーキンググループからの報告をお願いします。

○事務局

活動場所（活動用具）のワーキンググループから報告します。学校施設の利用については、これまでの協議会でも報告したように、地域クラブの優先利用、使用料免除、備品使用の許可のために、要綱等の改正を進めていきます。

ただ、学校施設において、プールについては使用しない方向で考えています。休日の水泳の地域クラブ活動へのニーズや施設の安全面や管理面等を考慮し、公共施設や民間のプールを使用することが現実的だと思いました。しかし、他の競技では学校施設を無償で使用できますが、水泳だけは毎回使用料がかかることになり、費用面への支援については今後検討していく必要があると考えています。

次に、「学校施設の予約方法や調整業務」についてです。現在の予約システムで、学校が今までどおり、通年で優先的に学校が休日の昼間の時間帯を予約し、学校施設を確保します。休日の昼間に学校施設の利用が考えられるのは、市が認定する地域クラブだけでなく、部活動指導員による学校部活動、学校や地域の行事なども想定されることから、当面の間は学校が体育館の半面利用や運動場の複数クラブ利用の調整、時間帯の割り振り等の細かな調整をしていくのがいいのではないかと考えます。今後、具体的な予約方法を検討していく中で、調整業務を担当する教員の過度な負担にならないように、調整方法についても検討を続けていきます。

なお、ワーキンググループとしては、原則として地域クラブは学校施設を利用することをガイドラインにも明記し、公共施設の利用については、他の一般団体と同様に手続きをして利用するようにしていきます。今後は、具体的な予約・調整方法、校舎内の利用、鍵の管理等についての詳細を検討していきます。以上です。

○野中委員

私も学校のプールは使用しない方がいいと思います。例えばトビオなどの公共施設を使用して活動できるように、協会とか連盟等と連携して水泳に関わる地域クラブの基盤ができればいいと考えます。他にも剣道や柔道については、活動を希望する人数が少ないのであれば、市の武道館なら全員で活動することが可能です。そのため、市内全域から活動したい生徒へ声掛けをして、運営母体は協会や連盟が担うことができると思います。それぞれの地区でいろいろなことをやろうとすると、競技・種目によっては地域クラブが乱立してしまい生徒が分散して、かえって活動がしにくくなることも危惧しています。

○岡本委員

学校施設の予約や割り振りについては、当面の間、学校が行う方がスムーズにいくと思います。現状の部活動で、仮に体育館をイメージすると、大規模校では、男女バレーボール、男女バスケットボール、男女卓球と、6部活くらいが1つの体育館で活動しています。それが土日の午前午後で、1クラブずつ割っていくとうまくいきません。これらの調整は、学校職員ならスムーズにできますが、各地域クラブの責任者に全てお任せでは難しいと思います。また、同じ生徒を指導していくのであれば、学校の部活動と地域のクラブの連携の観点からも、当面の間は学校が調整するのが現実的な方法ではないかと考えます。

○桔川委員

学校施設の予約がいっぱいになった場合には、他の学区の学校施設を使用することはできますか。

○事務局

活動拠点となる学校施設が使用できない場合には、市が認定する地域クラブであれば、どこの学校施設でも使用できるように整備していきたいと考えています。

○奥家委員長

学校施設の予約・調整については、細かい部分も含めてのルール作りが今後の課題です。他の学区の地域クラブを受け入れる方向ではありますが、いわゆるその地域と学校との関係性というものが大きく関わってくることであるので、それを各学校で調整をうまくやってくださいというお願いだけでは無理があると思います。

また、野中委員のご指摘の通り、そもそも競技人口が少ない競技・種目を、中学校区等の単位でクラブを創設していく必要があるのかということについては、今後少子化がますます進んでいくことを鑑みても、ある程度活動拠点を集約していった方が、子供たちにとっても、指導者にとっても、充実した活動が展開できるのかもしれませんが、競技・種目によっては、特定の団体に引き受けていただく方が円滑に移行できるケースもあるのではないかと思いますので、競技ごとや地域ごとなど、個別の検討が必要になると思います。

○徳田委員

地域移行の時期が迫る中、来年度は具体的にどうしていくか話を進めていく準備の年だと思います。どの校長も考えていると思いますが、本校でも現在、近隣の学校同士で何か連携ができないかということ協議したり、来年度の部活動懇談会で保護者とも一緒に考えていく機会を設けられるように準備したりしています。そのような中で、例えば音楽室などの校舎内の施設を活動拠点として使用できる学校は一体どこになるのかということは、準備を進めていく上でかなり大きなポイントになると思います。自校の校舎を休日に使用できると思って準備していたのに、実際には使用できないということがあってはいけないので、できる限り早く拠点校舎の情報を提供してほしいと思います。

○奥家委員長

来年度は、これまでの議論の成果を具体的かつ計画的に市民の皆様を示していかなければいけません。学校としても、調整が必要な内容がいつ頃までに把握できるか分かれれば、いろいろな面から準備を進めることができます。決定事項についての周知の仕方を工夫し、情報が必要な方へきちんと届くようにしていく必要があります。

最後に、「費用・学校との連携・大会等」のワーキンググループからの報告をお願いします。

○事務局

「費用・学校との連携・大会等」のワーキンググループから報告します。「参加者への費用援助のあり方」については、先ほどの運営団体のワーキンググループでも試算として出されたように、地域クラブ活動での受益者負担の額が、現在の部活動での負担額よりも大きくなることが予想されることから、特に生活保護世帯、児童扶養手当全部支給の世帯を対象とした費用援助の実現を目指していきます。子育て支援課の「こども習い事支援事業」と連携して進めていくか、子育て支援課の事業のスキームを生かした体制を独自で構築していくかのどちらかで進めたいと考えています。制度としましても、クーポンの活用などで目的外使用を防ぐことや、運営側の負担を考慮した仕組みを検討する必要があります。

次に「市が認定する地域クラブの名称」についてです。協議委員の皆様からのご意見も踏まえ、浜松市が認定する地域クラブの名称を「はまクル」としたいと思います。名称の由来としては、「浜松市が認定した地域クラブ」ということで、「はままつ」と「Club（クラブ）」の文字を短縮、融合させた造語です。これから始まる新しい取り組みにふさわしい斬新でイメージしやすいものとなっています。

市が認定した地域クラブのことを「はまクル加盟クラブ」の名称で示し、市が認定していないクラブ団体や民間のスポーツクラブ等との区別を図っていきたいと考えています。本協議会をもって決定し、今後は、この名称を用いて周知を進めてまいりたいと思います。周知を図るためのロゴ等についても今後作成をしていきたいと考えます。以上です。

○奥家委員長

市が認定する地域クラブの名称については、協議委員の皆様のご意見も踏まえ、「はまクル」で決定したいと思いますがいかがですか。（特段の意見なし）

それでは、市が認定する地域クラブの名称は「はまクル」としたいと思います。続いて参加者の費用援助のあり方についてはいかがですか。

○藤田健次委員

市の「こども習い事支援事業」と休日の部活動の地域移行の関係をどのように考えていますか。

○事務局

現状、子育て支援課が行っている「こども習い事支援事業」の対象は、小学4年生から小学6年生で、中学生は対象になっていません。また、習い事支援ですので、塾やピアノ教室等の民間の教室やスポーツクラブなど、この事業に協力をしてくれる事業者に対し適用されます。よって、地域クラブ活動への支援となると、この事業の仕組みを上手に活用しながら新たな枠組みを作っていくか、あるいは既存の支援事業にうまく連動していけるかを今後も調整していきたいと考えています。

○藤田健次委員

ランニングコストはずっとかかってくるものですので、今のシステムを参考にしたり連携できるようにしたりして、その部分の負担軽減ができればいいのではないかと思います。

○奥家委員長

実際にこれから各地域クラブが創設されていく中、それこそまだ参加者一人一人の負担が、どの程度になっていくのかということが、正確に見えていません。ただ、少なくとも、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながらないように、このような世帯を対象とした支援は必要であろうというワーキンググループからの提案を受け、まずは進めていく方向でまとめていきたいと思います。ただ、実際にこの対象でない世帯についても、実際に制度を進めていくと課題として見えてくる部分があると思うので、状況を把握しながら、必要に応じて議論し、制度を改善していく必要があると考えます。

続いて、協議2「休日の部活動の地域移行に関するガイドライン」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

前回の協議会にて、これから策定していくガイドラインの構成案を提案しました。現在は事務局及びワーキンググループで、他の自治体のものも参考にしながら、地域クラブ活動に携わるすべての市民の皆様にお示しをすることを前提に、素案の作成を進めました。ただ、他の自治体でも「ガイドライン」、「推進計画」、「あり方の方針」、「ハンドブック」等様々な形で示し方があり、どのような形で示していくのがいいのか、試行錯誤しているところでもあります。また、本市の場合は、すでに昨年5月に「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」を示しており、この方針を具現化するという視点からも作成していく必要があると考えます。

これらの前提を踏まえ、本ガイドラインの素案のポイントを説明します。全体の印象や表現方法、構

成や個別の内容、取組方針の具現化の視点等、協議委員の皆様が率直に感じられたことを忌憚なくご意見ください。

まず「はじめに」をご覧ください。ここでは、これまでの国及び本市の経緯とこのガイドラインの目的について示しています。

第1章『基本理念と活動指針』の1『市の「休日の部活動の地域移行」の基本理念・全体像』では、これまでイメージ図で示してきた基本理念と地域移行の全体像を簡潔に記載しています。加えて、本市が目指す地域クラブ活動のターゲットについても図式化しました。地域クラブが民間のスポーツクラブや文化団体と違うことの1つとして、勝利至上主義ではなく、生徒の自主的・自発的な活動が軸であるということです。このようなターゲットの明確化は他の自治体でも事例が多く、クラブの運営側も参加する生徒・保護者も基本理念を大きく逸脱しないようにするためのイメージとして必要ではないかと考えました。決して「大会やコンクールで勝つこと」を目的にしてはいけないのではなく、あくまで生徒の「楽しみたい、上手になりたい」をベースとした上で、自発的な思いとして生まれるものであれば、尊重して活動ができるといいのではないかと考えます。

続いて、第1章2『市が認定する地域クラブ「はまクル」について』では、「はまクル」の定義、対象者、認定の要件を示しております。(1)の「定義」と(2)の「対象者」については、今回新たな提案となります。(3)の認定の要件については、第2回協議会で協議した内容を踏まえ記載しています。

続いて、第1章3『「はまクル」加盟クラブの活動指針』では、(1)の「運営団体・実施主体」から(9)の「管理責任」まで、主に取組方針で示した想定や方策を具現化した形で簡潔に示しました。例えば(3)の「活動内容」のように取組方針にない項目もありますが、ワーキンググループで示す必要があると考えた点については、項目立てて示すこととしています。それぞれの項目の特に手続きに関することや留意事項として知ってほしいことの詳細は、すべて第2章の方に記載するようにしました。

次に、第2章『「はまクル」の活動に参加するために』です。地域クラブを創設・運営をしたい方、「はまクル」加盟クラブに指導者や運営スタッフとして参加したい方、「はまクル」加盟クラブに入会したい生徒・保護者と、対象者ごとに項目を立て、フローチャート等を活用しながら、手続き等を分かりやすく示していくことに主眼を置きました。

まず、1『「はまクル」参加に向けての全体イメージ図』として、すべての対象者がどのような流れで手続きをして活動をスタートするかをイメージできるようにしたいと考えます。

続いて、2『「はまクル」加盟クラブとして地域クラブの運営をしたい方へ』として、市の認定を受けるまでの流れと留意事項を示しています。フローチャートを活用し、ステップごとに順を追っていく形で示していきたいと考えています。「check!」の部分で、指導者の細かい基準や申請に必要な書類、保護者会等で伝えてほしいこと、活動中の指導のあり方など、運営側に確認してほしい内容を示しています。

3『「はまクル」加盟クラブに指導者、運営スタッフとして参加したい方へ』、4『「はまクル」加盟クラブの活動に参加したい生徒、保護者の方へ』についても、2と同じく参加までの流れや留意事項を示していきます。

最後に、第3章『その他』です。1『事故の防止や参加者の健康管理』については、活動中のけがや熱中症の予防、健康管理等、これまでの部活動で注意喚起をしてきた部分について、必要な参考資料を掲載したいと考えています。2の『ガイドラインの見直し』については、今後国の指針が改定されたり、本市の地域クラブ活動の運営に新たな課題が出た場合は、必要に応じてガイドラインの見直しをすることを明記しておきます。3の『相談体制』については、今後地域移行の担当部署等が変更することも想定されますが、現状においては、事務局である指導課を中心に、各担当課と分担しながら相談業務を行っていききたいと考えています。以上です。

○森下委員

ガイドラインの発行の仕方はどのように考えていますか。

○事務局

詳細版に関しては、ホームページでの公開を基本とし、ダウンロードをしていただくような形をとり、概要版はリーフレットのような形で作成し、広く市民の皆様にお示ししたいと考えています。

○森下委員

中学校は年度当初に部活動説明会があります。その時に保護者が資料を手にして説明を受けることができると思います。また、一般の市民の方への周知方法には工夫が必要です。

○桔川委員

管理責任について、万が一管理責任を負うような重大な事故が起きた場合は、市からのサポートや支えがあると助かります。

○事務局

地域クラブ活動に関わる第一義的な管理責任は、各地域クラブが負うことになります。そのため、認定の要件の中に、保険の加入を義務づけています。市のサポートのあり方についても、他の自治体の取組を参考に今後議論していく点だと考えます。

○奥家委員長

万が一の場合に備えての保険の加入については、ガイドラインの中で丁寧に示していく必要があると思います。実際に対応するのは地域クラブの方々になるので、市がどのようなサポートができるかをできる限り具体的に示していきたいと思います。

○藤田健次委員

地域クラブの質を担保するために、地域クラブからの報告を定期的に受けることや、市が定める要件に該当しなくなった場合に認定を解除することなどを、今後ガイドラインに盛り込んでいくことは考えていますか。

○事務局

地域クラブ団体及び指導者の質の担保は必須項目であると考えていますので、今後の課題としてガイドラインに記載していく方向で検討していきます。

○森下委員

中学生を主な対象者として地域クラブ活動を考えていると思いますが、小学生がメインの団体も地域クラブに含まれますか。

○事務局

中学校の休日の部活動の地域移行に関わる制度設計ですので、やはりまず対象は中学生が基本です。ただ、地域クラブ活動のあり方として、中学生だけでなく小学生から大人までが関わられるような活動になっていくことも理想形のひとつであると考えています。

○杉田委員

クラブの対象者が広義に記載されていて、これにより子供たちの選択肢が幅広くなることはとてもいいと思います。選択肢が広いことは早く子供たちに示すべきです。示し方も様々ですが、浜松市のどの地域にどんなクラブが存在するかを一目でわかるものがあるといいと思います。そうすることにより、

各地域が抱える問題も見えてくるのではないのでしょうか。また、地域クラブへの参加を希望しない子供が半数いることも含めて、地域クラブに興味を持つ企業にこれらの情報が伝われば、企業の中にはビジネスチャンスと捉え、例えばプロチームのアカデミーやスポーツクラブなどが、独自に参入してくる可能性があるかもしれません。さらに、私立高校などが中学生を対象に地域クラブ活動を展開したり、最近浜松でプロチームが立ち上がったeスポーツのように、活動場所に関係なく参加できたりするようなことも考えられます。

○森下委員

地域クラブを創設したいと考える民間事業者にとってはチャンスである一方で、クラブが乱立することの懸念があります。実際にある地区では、生徒の勧誘が激化しているような話も聞きました。参加者を募集する上でのトラブルを避けるためにも、誤った情報で意図せず入会しなければいけない状況にならないように、各地域クラブに関する正しい情報を市として広報していただきたいと思います。

○事務局

需要と供給の観点からも、地域クラブ活動へ参加する子供のニーズを踏まえ、現実に即した受け皿作りを進めていくことは大切だと考えています。特に少子化の波は避けて通れない部分であり、持続可能な運営ということを考えると、あまりにも参加者が少ない中で運営していくというのは難しいと考えます。参加者の選択肢を幅広くもたせることは視野に入れつつも、参加者の取り合いになるような周知にならないように、正確な情報提供のあり方について、検討していきたいと思います。

○嶋野委員

地域クラブのターゲットとして、「上手になりたい」または「楽しみたい」という子たちに焦点をあてて活動する中においても、選手層が厚くてなかなか大会に出られない子供もいると思います。そうすると、ある程度一生懸命やる子供とそうでない子供で、その活動内容も分かれていくことが起き得るとすると、参加者によっては、地域クラブ活動が自主練のような場になることも考えられます。そのような意味では、ビジネスチャンスにはなりにくいかと考えます。

また、部活動との連携や継続性を考えると、実際に運営母体になり得る1つとして、部活動の保護者会はイメージしやすいと思います。ただ、どのような運営母体でも、活動中のトラブルや事故等の対処を行い、クラブの代表者が責任を負い続けなければならない状態だと、途中でクラブの運営を断念することにもなりかねません。場合によっては、責任者が定期的に変わるような仕組みが必要だと思います。

○事務局

子供たちが地域クラブ活動に求めるものとして、競技志向とエンジョイ志向に分かれてくることは想定しています。地域クラブ活動の理念としては比較的エンジョイ志向に近い部分が大きいですが、決して競技志向の子供たちの活動を否定するわけではありません。

○藤田健次委員

市が認定する地域クラブの要件をどこまで求めていくかはとても大事な問題です。認定要件を満たすことが子供たちの安全・安心につながるのであれば、どのような組織であればよいのか、指導者には何を求めるのか、何かあったら誰が責任を持つのかという話になります。そうした場合に、もしこれらを求めるのであれば、団体の指導者2人、責任者1人という組織で機能できるのか心配です。ただ各クラブにきちんとした組織を作るように求めていけば、運営する上でのランニングコストが上がっていく可能性があります。これら全てが受益者負担なのかという議論になり、地域移行の全体像に絡んでくる問題です。さらに、各クラブの運営においては、収支に係る事務作業を行う方を雇用するなどして組織を

整備する必要もあるかと思います。その辺りの制度設計が曖昧だと感じます。市として各地域クラブに求める体制がイメージできるようにしてほしいです。

○藤田晴康委員

今後どのように休日の地域クラブが行われていくか、来年度以降のモデル校のスタートや、市民や学校への説明会・保護者説明会、認定を受けるための説明会等のスケジュールを作っていただき、皆さんに示していただきたいです。

○岡本委員

大会やコンクールへの参加について、参加者が主体的に選択できるようにすることはいいと思います。特に、中体連の大会は中学生にとって大きな大会で、全国大会もまだ継続して行うという方針が出ています。ただ、競技によっては、例えばバレーボールでいうと、同一の中学校の生徒のみで構成されたクラブチームが参加できないなどの縛りがあります。今後中体連の規定が変更されるかもしれませんが、クラブを立ち上げて、中体連の大会には規定により出場できない場合もあります。また、ソフトテニス、卓球、野球、バレーボール、柔道等は、指導者に規定の指導者資格がない場合には、大会に参加できないという縛りもあります。地域クラブの設立を考えている団体には、大会によっては参加への制限がある競技もあるため、事前に確認しておくことを留意事項として記載した方がいいと思います。

○奥家委員長

大会やコンクールへの参加は、子供たちの一つの大きなモチベーションになりますし、そこで勝っても負けても、それはそれでとても貴重な経験になります。全国まで繋がっている大会では、市の中体連だけでは規定を変えることは難しいと思いますが、市中体連と協議を行い、規約や規定の改正について、協議を重ねる必要があると思います。

○野秋委員

ガイドライン全体の構成は分かりやすいと思いました。運営団体・実施主体となり得る団体に関することと、クラブの創設に関わる文言については、もう少し丁寧に記載した方がいいかと思います。クラブの創設に際しては、多くは中学校区単位を中心に立ち上がると予想されますが、隣接中学校区までを対象とするクラブや、市内全域を対象とするクラブなど、団体の定義は様々であることを分かりやすく記載できるといいのではないかと思います。

また、対象者についても、各地域クラブが目指す方向性によって、募集する対象者をある程度制限できるような仕組みがあってもよいのではないかと思います。例えば、「校区の中学生を対象にする」や、「平日の学校部活動の練習を補完する」など、各地域クラブが目指すべき方向性が対象者にはっきりと伝わるように、クラブ側が表明することも必要だと思いました。

○事務局

事務局としては、1つのクラブに仮に200人も300人も集まってしまうと、活動に支障をきたしたり、あるいは参加者を能力等で選抜するセレクションのようなことが起きてしまったりすることは懸念しています。ただ、現在提示しているイメージ図では、どの学校の生徒でも参加可能であるということを周知している中で、特定の学校の生徒しか入れないということが前面に出てしまうと、誤解を招く可能性もあります。実際には中学校区を単位としたクラブも多く想定される中、素案では、活動場所の広さに応じて、クラブ員の人数を制限するというような表現を記載していますが、対象者の制限等については、今後検討していく必要があると感じます。

○奥家委員長

最後に来年度のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局

令和7年度も地域クラブ活動協議会については、今年度同様4回を計画しています。来年度1回目の協議会は、5月下旬を予定しています。ワーキンググループでの検討も、来年度も継続していきます。

今回の協議会で素案を提案したガイドラインにつきましては、今年10月の策定を目途に進めていきます。本日の協議委員の皆様からのご意見もふまえ、次回協議会で第2案を提案していく予定です。また、来年度前期の間には、地域移行に関わるスポーツ、文化分野の有識者を1名ずつ委嘱し、ガイドラインについての指導、助言をお願いしていく予定です。

10月のガイドライン策定後、11月より、「はまクル」の集中的な周知活動を進めていく予定です。「はまクル」加盟クラブの登録をしてもらうための周知、相談業務等を進めていきます。その上で、令和8年4月から登録が開始できるように体制を整えていきたいと考えています。